

刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業

特定公園施設整備・譲渡契約書（案）

令和7年3月24日

刈谷市

※本契約書（案）は、特定公園施設の整備及び譲渡に係る内容を記載したものであり、本市と事業者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業 特定公園施設整備・譲渡契約書（案）

刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、刈谷市（以下「甲」という。）と、認定計画提出者のうち特定公園施設を整備・譲渡する●●●●（以下、「乙」という。）との間で、次の条項により特定公園施設整備・譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した事業実施協定を遵守するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、事業実施協定に定められた通りとする。
- 3 乙は、事業実施協定の規定に従って、令和●年●月●日までに特定公園施設の所有権を甲に譲渡するものとする。
- 4 甲及び乙は、協議により、前項に示す譲渡期限日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は、無償とする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。但し、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令又は刈谷市情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りではない。

（契約の費用）

第4条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（本契約の変更）

第5条 本契約は、甲及び乙の書面での合意がなければ変更することができない。

（準拠法及び裁判管轄）

第6条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(協議)

第7条 本契約又は事業実施協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議により解決するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年 ●月 ●日

(甲) 刈谷市東陽町1丁目1番地
刈谷市
刈谷市長 稲垣 武 印

(乙) 所在地
商号及び名称
代表者名 印